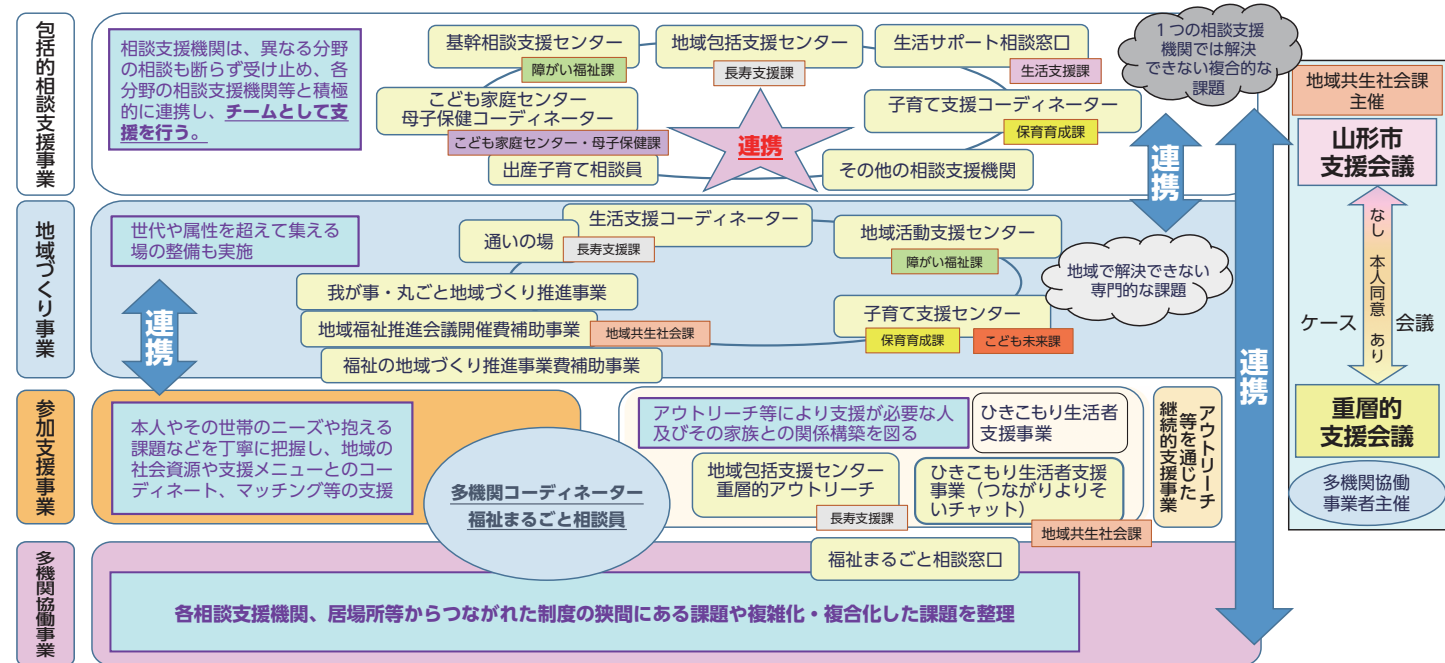


●重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、社会福祉法第106条の4第2項に規定する事業を一体的に実施することにより、包括的な支援体制の整備を推進するものです。重層事業の実施に当たっては、次の5つの事業を一体的に展開します。

- (1) 包括的相談支援事業 (2) 参加支援事業 (3) 地域づくり事業 (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (5) 多機関協働事業

【山形市の重層的支援体制整備事業イメージ図】



第6章 計画の推進と評価

●関係機関・団体との連携及び市役所内の連携

町内会・自治会、市社会福祉協議会、各地区の社会福祉協議会、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉協力員、福祉事業者、NPO法人等、ボランティア及び学校等と連携を図り、計画を推進します。また、福祉まると会議で課題の検討・共有を行い、市役所内の連携を推進します。

●計画の進捗管理

市役所内における進捗管理を行い、国の動向を踏まえながら、PDCAサイクルにより、本計画の実行、評価、見直し、次期計画の策定へとつなげていきます。

●計画の評価

山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、計画の中間年度に当たる令和10年度（2028年度）に中間評価を、最終年度に当たる令和12年度（2030年度）に最終評価を実施します。評価においては、成果指標による定量的な評価と、分科会委員による定性的な評価をあわせて、広く地域の方々からの意見を伺ったうえで、総合的な評価を行います。

●成果指標

本計画の着実な推進と、計画期間における取組の定量的な評価のため、本計画における全ての基本目標に関連する3つの成果指標を設定します。

※評価実施年度で把握可能な最新値で評価を実施するものとします。

Table with 4 columns: 成果指標 (Outcome Indicator), 現状値 (令和6年(2024年)度) (Current Value), 中間評価 (令和9年(2027年)度) (Intermediate Evaluation), 最終評価 (令和11年(2029年)度) (Final Evaluation). Rows include implementation points for '我が事・丸ごと地域づくり推進事業', percentage of elderly living independently, and number of individual disaster plans.

第4次山形市地域福祉計画

第1章 計画の策定に当たって

●計画策定の趣旨

これまで山形市が進めてきた「我が事・丸ごと」の地域づくりをさらに推進することにより、誰もが生きがいを持てる「地域共生社会」の実現を目指して「第4次山形市地域福祉計画（以下：本計画）」を策定します。

また、複雑化・複合化する地域生活課題の解決に向けて、「山形市重層的支援体制整備事業実施計画」を併せて策定することにより、施策を一体的に展開し、包括的な支援体制の整備を推進します。

●計画の位置づけ

本計画は社会福祉法第107条に基づき、市町村が策定する行政計画であり、地域生活課題の解決のために必要となる施策や体制等の方向性を示します。山形市における福祉の各分野における共通の事項を記載する上位計画として位置づけます。

また、重層的支援体制整備事業実施計画は、社会福祉法第106条の5第1項に規定する計画です。

なお、山形市社会福祉協議会が中心となり策定する「山形市第6次地域福祉活動計画」と相互に連携、協働することで、一体的に地域福祉の充実を目指します。

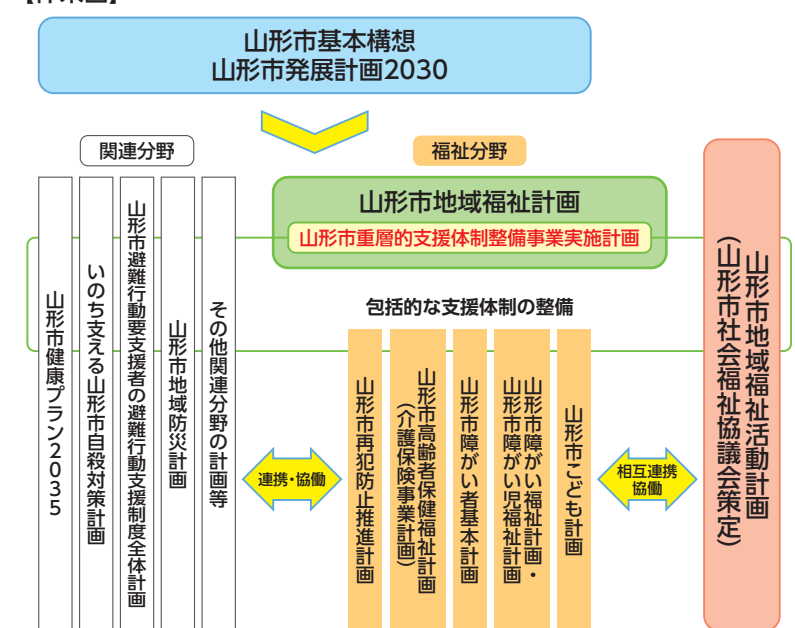
●計画期間

令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)(5年間)

●SDGsの関連目標



【体系図】



第2章 山形市の現状と課題

現状

- 人口は令和3年(2021年)から令和7年(2025年)にかけて徐々に減少し、少子高齢化が進行しています。
・単身高齢者の数は令和3年(2021年)から令和7年(2025年)にかけて1,439世帯増加し、11,102世帯となっています。
・避難行動要支援者(災害時に自力避難が困難な高齢者や障がいのある方等)の数は令和3年(2021年)から令和7年(2025年)にかけて3,741人増加し、25,971人となっています。
・コロナ禍を契機に地域や職場・学校などのつながりが一層希薄化しており、ひきこもりや孤独・孤立といった問題の深刻化が懸念されています。
・健康寿命と平均寿命がともに延伸しており、「健康医療先進都市」の確立に向けて、着実な進展が認められます。

課題

- 地域の担い手不足解消のため、新たなつながりづくりの場として、属性や世代を問わない交流の場の整備が求められています。
・我が事・丸ごと地域づくり推進事業の取組等により、地域に相談できる場があることが認識されるようになった一方で、相談内容が多岐に渡るようになってきていることから、支援関係機関同士が更に連携を深め、包括的な相談支援体制を構築することが求められています。
・避難行動要支援者対策の推進等、災害発生時には地域住民同士の関わりが重要であることから、支え合いの意識の醸成や、支援を必要とする避難者の情報共有が課題となっています。
・市民一人ひとりが住み慣れた地域での生活を継続できるよう、今後も移動手段の充実が求められています。
・8050問題、ダブルケア、介護人材不足、単身高齢者世帯や認知症高齢者の増加、頼れる身寄りがない高齢者等の権利擁護等への取組が求められています。
・障がいへの理解不足、高齢化による障がいの重度化、介護人材不足、障がいのある方の社会参加の機会不足による社会的孤立、災害時の障がいのある方の避難支援等への取組が求められています。
・複雑化・複合化した特定の分野では解決できない課題の共有や解決に向けて、市役所内における福祉以外の分野(農業、商工等)とも更なる連携が求められています。

基本理念

みんながつながり寄り添い 笑顔でほっとするまち やまがた ~未来につなぐ地域共生社会の実現へ~

少子高齢化や地域でのつながりの希薄化が進む中で、介護、障がい、子育て、生活困窮などの課題に加え、見守りや生活に支援が必要な単身高齢者、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、頼れる身寄りがない高齢者等への支援、ひきこもりや孤独・孤立の問題などの地域生活課題の解決に向けた取組が求められます。そのためには、コロナ禍を経てさらに希薄化したつながりの「再生・再構築」が必要です。また、地域住民や支援関係機関、行政などが協力し、課題を抱える地域住民の意思を尊重しながら支える、包括的な支援体制を構築することが不可欠です。高齢者、障がいのある方、子どもなどすべての人がつながり、地域や暮らし、生きがいを共に作り、寄り添い、支え合う「地域共生社会」を実現するため、この基本理念を定めます。

基本目標 1

みんなが地域や社会と
つながるまちづくり

核家族化や高齢者の一人暮らしが増えている中で、コロナ禍を経てさらに地域のつながりが希薄化し、社会的に孤立する人が増加しています。このような状況は、特に支援を必要とする高齢者や障がいのある方、子育て世帯にとっては深刻な課題であり、悩みや困りごとを抱え込むことで、個人の健康を害し、幸福感を大きく下げ、やがては地域全体の活力を損なう要因にもなります。

そのため、誰もが地域の中で取り残されることがないように、地域住民同士が様々な属性や世代を超えてつながるまちをつくりまします。

基本施策

(1) 地域住民が集う場づくり

誰もが気軽に集い交流できる居場所づくりを推進します。

◆施策

- ①地域における活動拠点の充実
- ②様々な属性、世代を超えた交流の場の整備

(2) 各分野が連携した支援体制の整備

支援関係機関同士が協働して支援を行う体制を整備します。

◆施策

- ①就労支援等の促進
- ②誰も一人にしない取組の充実

(3) 誰にでも支援を届ける仕組みづくり

誰もが等しく支援を受けられる仕組みを整えます。

◆施策

- ①継続的な支援体制の整備
- ②アウトリーチ支援の充実

基本目標 2

みんなが何でも
相談できるまちづくり

高齢者、障がいのある方、子どもなどすべての人が安心して生活するためには、一人で悩みを抱えずに、困りごとを身近なところで気軽に相談できる環境をつくるのが重要です。また、地域住民自らが困りごとを地域生活課題として認識し、解決策を模索する体制の構築も不可欠です。

さらに、地域での解決が難しい複雑化・複合化した課題に対しては、支援関係機関同士が連携し、協働する包括的な支援体制を整えます。

こうした住民主体の活動と多機関の連携を通じて、「我が事・丸ごと」の理念に基づくまちをつくりまします。

基本施策

(1) あらゆる相談を受け止める支援体制の構築

どのような相談でも包括的に受け止める仕組みの構築を進めます。

◆施策

- ①断らない相談体制の整備
- ②地域における相談支援機能の充実
- ③支援関係機関同士の連携の推進

(2) 多機関の連携による支援ネットワークの構築

関係機関同士が分野を超えて連携するネットワークを構築できるよう支援を行います。

◆施策

- ①情報共有の場の整備
- ②支援関係機関への支援

基本目標 3

みんながいきいきと
暮らせるまちづくり

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らすため、住民一人ひとりが役割を持ち、互いに認め合い、支え合う、地域共生社会の考え方が根付いたまちづくりを進めることで地域のつながりが深まり、みんながいきいきと暮らせる環境が整います。

また、地域の特性を活かした活動やイベントを通じて、住民同士の交流を促進し、共感や理解を深めることも大切です。

こうした取組により、個々の豊かな生活だけでなく、地域全体の活性化にもつながり、すべての人の笑顔がふれ、誰もが自分らしく生活できるまちをつくりまします。

基本施策

(1) 市民意識の向上

福祉への理解を深める取組を促進します。

◆施策

- ①福祉の周知啓発・広報活動の充実
- ②福祉教育の推進
- ③住民参加の促進
- ④個性や多様性の尊重

(2) 福祉の人材育成と活躍の場づくり

福祉人材の確保と定着に取り組めます。

◆施策

- ①福祉人材の育成・確保
- ②福祉活動の場の整備・提供
- ③ボランティア活動充実のための支援

(3) 地域活動の担い手づくり

福祉の心と地域を思う心を育む取組を推進します。

◆施策

- ①地域活動の推進
- ②世代間交流の促進
- ③地域活動の周知・広報活動の充実

基本目標 4

みんなが安全・安心に
暮らせるまちづくり

近年、自然災害が多発する状況にある中で、被害を最小限に抑え、災害時に迅速かつ適切に対応できるよう、日頃の備えと地域内での支援体制の整備と地域の防災意識向上に努めます。あわせて、避難行動支援制度の理解促進に力を入れます。

また、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、多様な移動手段の確保・充実と住まいの安定を図り、住民同士が助け合い、支え合う地域コミュニティを構築します。

こうした取組により、すべての人が安全で安心に暮らすことのできるまちをつくりまします。

基本施策

(1) 災害時における支え合いの仕組みづくり

地域全体の防災意識を高めます。

◆施策

- ①災害発生に備えた取組の強化
- ②避難行動要支援者対策の推進
- ③福祉避難所等の充実

(2) 権利擁護の推進

権利擁護の考え方と成年後見制度の周知を推進します。

◆施策

- ①虐待防止の推進
- ②権利擁護の取組・成年後見制度の利用促進

(3) 暮らしやすいまちづくりの推進

誰もが安心して快適に生活し、社会参加を実現できるまちを目指します。

◆施策

- ①移動手段の確保・充実
- ②ノーマライゼーションの推進
- ③居住支援の充実
- ④感染症の予防対策の充実